

医療機能情報提供制度の報告項目 の改正について

医療機能情報提供制度の概要

1. 目的

病院、診療所、歯科診療所及び助産所に対して、その医療機能に関する情報を都道府県へ報告することを義務付け、さらに、報告を受けた都道府県は住民・患者に対して分かりやすい形でそれらの情報を提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的として平成19年度より開始した。

2. 実施主体

都道府県を実施主体とする。

各都道府県によっては、救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制と一体的に実施している場合もある。

3. 対象項目

参考資料3、4を参照。

4. 報告手続等

病院等の管理者は、省令及び告示で定める事項を、所在する都道府県に報告する(報告の頻度は年1回以上)。病院の名称や所在地などの基本情報に変更があった場合には、速やかに都道府県に対して報告を行う。

5. 公表方法

一定の検索機能を有するシステムにより、インターネットを通じて公表。併せて県庁において書面又は備え付けのインターネット端末等でも情報を公開。

平成28年度診療報酬改定等に伴う 医療機能情報提供制度の対応について

- 医療機能情報提供制度では、医療に関する制度や保険診療における診療行為など、医療法以外の制度の事項も報告事項として設定している。
- 今般、平成28年度診療報酬改定等に対応するため、医療機能情報提供制度の報告事項を見直す必要がある。

見直す項目の案(例)

診療報酬における医科点数表告示名称の変更・新設に伴うもの

【旧】第十一条 二十一 放射線治療領域
(新設)

【旧】第十二条 一 日帰り手術

又 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術

ル 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術

【旧】第十四条 二 在宅療養指導

ル 在宅悪性腫瘍患者指導管理



【新】第十一条 二十一 放射線治療領域

二 **粒子線治療**

【新】第十二条 一 日帰り手術

又 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術

ル 内視鏡的**大**腸ポリープ・粘膜切除術

【新】第十四条 二 在宅療養指導

ル 在宅悪性腫瘍患者**等**指導管理

その他(ワクチンのうち、新たに薬事法上の承認の得られたもの)

【旧】第十三条
(新設)



【新】第十三条

二十四 髄膜炎菌感染症の予防接種